設立趣旨書

特定非営利活動法人
河内長野市総合スポーツ振興会

“長寿社会と少子化” 社会構造の変革に伴って、個人の健康に対する意識の高まりと共にスポーツに対する関心が一層深まってきました。そして関り方も「観る、聴く」という受動型から「動く、する」の能動参加型へ変わろうとしています。反面、情報化の浸透で動かずして地球の裏側の情報が入手出来るようになって、人と人のコミュニケーションの場が無くなり、感動を共有する喜びが薄れ、孤独・ストレス・倦怠感等々の運動不足から来る種々の弊害がおきています。こういった環境の変化や生活様式の多様化に対応してスポーツのニーズが高まりつつある一方、メタボリック症候群に起因する多数の成人病患者やその予備軍が存在する現状を改善するためにも、市民に対するスポーツ振興こそ最も有効な解決手段であると考えました。

そのためには従来からの「競技スポーツ」と、誰でも何処でも何時でも親しめる「生涯スポーツ」とを融合させた有機的な振興策が必要であり、尚且つ医学・栄養学・スポーツそれぞれの立場が三位一体となって活動できる総合的な組織が必要になってきました。即ち縦割り行政の隙間を埋める組織として、我々河内長野市体育協会・河内長野市スポーツレクリエーション協会・河内長野市体育指導委員会のスポーツ関係３団体は一致団結し、主体的な総合的スポーツ振興事業を展開する目的で河内長野市総合スポーツ振興会を創設しました。

当振興会の活動内容は

１、 市民のスポーツ振興に係る全ての事項を包括し、関係する事業を行う。
２、 医学、栄養学、スポーツそれぞれの立場が三位一体となって市民の健康体力造りを推進する。
３、 スポーツの普及、振興を図ると共に技能の向上を推進する。
４、 スポーツ活動の安全性を高める為の支援、啓蒙活動をする。
５、 行政の健康推進事業を受託する。
６、 文部科学省推進の地域総合型スポーツクラブ育成事業に対する

協力とその広域版として位置付けし、指導者の養成や派遣をする。
7、 地域企業との連繋による社員の健康管理事業に協力する。
8、 指定管理者制度導入に際して管理運営を受託する。

の如く多彩な活動を目指しておりますが、とりわけ体育施設の指定管理者制度については、単なる任意団体では資格として参画不可能であります。又河内長野市市外の営利組織に運営をゆだねるには、市民としてあまりにも不甲斐ない事であり、 我々は「市民財産の・市民による・市民のための運営」を理想として、長年培ったスポーツ事業の経験を有する当振興会が指定管理を受託し、市民のための運営をして行く事が最も相応しいと考えています。

今後活動を推進していくにあたって

1、 財政的に自主自立を図り、受益者負担を原則として振興策を図る。
2、 今後市財政の逼迫による市民スポーツ大会等、行政からの受託事業の経費削減に対し、大会等の内容充実を維持拡大するための財源確保。
3、 事務局設置に対する運営財源の確保。
4、 スポーツ施設の指定管理者制度移行に対する対策。

等の課題をクリアして行く必要があります。今後財務規模は大きくなり、市民に対する組織の責任の所在や、運営に携わる役員等の責任の自覚などが一層要求されるため、必然的に社会的責任が明確である法人格取得が必要であると考えました。

ここに当振興会は事業の性格上、最も相応しい特定非営利活動法人を設立しました。